

入札金額見積内訳書の取扱いについて

平成24年3月14日 決裁

最終改正 令和7年3月14日 決裁

入札時に提出された入札金額見積内訳書（以下「内訳書」という。）の取扱いは、次のとおりとする。

1 この取扱いの対象となる契約は、原則として、入札により契約を締結しようとする場合について適用する。ただし、市長が特に必要と認める場合は、これによらず、適用するものとする。

2 内訳書が未提出又は未提出と同等と認められる場合並びに記載すべき事項が欠けている場合は、当該入札を原則として無効とする。

<未提出又は未提出と同等と認められる場合の例>

- ① 内訳書の全部が提出されていない場合
- ② 内訳書の一部が提出されていない場合
- ③ 内訳書と関係のない書類が提出された場合
- ④ 他の工事の内訳書が提出された場合
- ⑤ 内訳書として提出された書類が白紙である場合
- ⑥ 内訳書が特定できない場合

<記載すべき事項が欠けている場合の例>

- ① 総額の記載のみで内訳の記載が全部又は一部がない場合
- ② 工事名、履行場所、業者名又は代表者名が未記入の場合
- ③ 仕様書又は関係書類により明示した項目を満たしていない場合

3 記載事項に誤りがある場合は、その者がした入札を原則として無効とする。ただし、明らかに軽微な誤記であると認められる場合は、無効としないことができる。

<記載すべき事項に誤りがある場合の例>

- ① 工事名、業者名又は代表者名に誤りがある場合
- ② 内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合
- ③ 内訳書の計算が間違っている場合

4 内訳書の確認時において、提出された内訳書の内容に疑義がある場合は、入札を中断し、北本市談合情報対応マニュアルに基づき、対応するものとする。

<疑義がある場合の例>

- ① 他の業者の内訳書が添付されている場合
- ② 他の入札者が作成した内訳書の全部又は一部を明らかに使用していると認められる場合
- ③ その他談合が推測される記載等がある場合

附 則

この取扱いは、平成24年4月1日以降に入札公告及び指名通知等を行うものを対象として適用する。なお、当面、応札者への周知状況を踏まえ、当該応札者から事情を確認した上、無効の決定を行うものとする。

附 則

この取扱いは、令和7年4月1日以降に入札公告及び指名通知等を行うものを対象として適用する。